

## 1. 高度処理型浄化槽設置事業費補助金 交付申請に係る留意事項

- 1 申請書は、丁寧かつ明確に記入して2部提出してください。  
(補助事業対象高度処理型浄化槽の水質基準は、窒素除去型でBOD除去率90%以上・放流水のBOD10mg/l以下・総窒素濃度10mg/l以下としまた窒素・リン除去型のリン濃度は1mg/l以下とする)  
(宅内処理型を設置する場合、浸透型は補助対象外とする)
- 2 申請者の「住所・氏名」・「設置場所」・「浄化槽の種類,人槽」の欄は、別に添付していただく浄化槽設置届出(明細)書の内容と合うよう記入してください。
- 3 「住宅等所有者」の欄は、専用住宅について各々の該当する番号を囲み、必要事項を記入してください。
- 4 申請時点の住宅区分・汚水処理方法を記入してください。
- 5 「交付申請額」の欄は、処理対象人員の人槽区分により、下記金額を記入してください。

※転換とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく建築主事等による確認の申請を要する建築物の新築,改築または増築に伴うものを除く,専用住宅における新規浄化槽への入れ替え

### ○窒素除去型(転換を伴う)

5人槽の場合	685,000円
6~7人槽の場合	901,000円
8~10人槽の場合	1,143,000円

### ○窒素除去型(転換を伴わない)

5人槽の場合	474,000円
6~7人槽の場合	615,000円
8~10人槽の場合	723,000円

### ○窒素・りん除去型(転換を伴う)

5人槽の場合	1,099,000円
6~7人槽の場合	1,475,000円
8~10人槽の場合	2,063,000円

### ○窒素・りん除去型(転換を伴わない)

5人槽の場合	876,000円
6~7人槽の場合	1,219,000円
8~10人槽の場合	1,719,000円

- 単独処理浄化槽撤去  
人槽にかかわらず・・・ 90,000円
- 宅内配管工事  
単独浄化槽からの転換に付帯する工事で, 最大  
・・・・・・・・・・・・・・・・ 300,000円

## 6 添付書類

### (1) 設置に係るもの

- ①高度処理型浄化槽補助金申請に関する誓約書（様式第2号）
- ②浄化槽法第5条第2項の審査期間を経過した浄化槽設置届出（明細）書の写し又は、建築確認通知書の写し（添付書類を含む）
- ③補助事業に係る登録浄化槽管理票（C票）
- ④浄化槽登録証の写し
- ⑤設置場所案内図、配置図及び排水系統図
- ⑥既設浄化槽等の写真（申請時の住居が集合住宅以外の場合）
- ⑦設置に係る工事見積書（費用の明細を記載したものに限る。）
- ⑧工事請負契約書の写し
- ⑨専用住宅又は敷地を借りている者は、賃貸人の承諾書
- ⑩公共下水道認可区域内及び農業集落排水事業計画区域内に設置する者は、その整備が当分の間見込まれないことを証明する書類
- ⑪その他市長が必要と認める書類
  - ・浄化槽施工業者の瑕疵（かし）担保に関する誓約書
  - ・止むを得ない事情により、公共用水域等に放流ができない場合は、放流ができない事情についての理由書
  - ・浄化槽法第21条の規定により浄化槽工事業として県知事の登録を受けた浄化槽工事業者登録簿（謄本）の写し
  - ・小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づき保証登録された高度処理型浄化槽である保証登録証（市町村用）

※この制度は、（一社）全国浄化槽団体連合会（略称「全浄連」）に保証登録された浄化槽に機能異常が発生した場合には、その原因者を明らかにして、当該原因者による修補等の措置を確保するとともに、原因者が特定できない場合や、原因者が倒産する等、原因者により措置を講じることが著しく困難である場合には、全浄連がその修補に要する費用を支払うものです。

「保証登録証」は、浄化槽工事業者から設置者用及び市町村用の交付を受け市町村用のみを添付してください。

### (2) 撤去に係るもの

- ①設置場所案内図、配置図及び排水系統図
- ②既設単独浄化槽の写真
- ③撤去に係る工事見積書（費用明細を記載したもの）

7 その他、書類の作成に当たっては、必ず浄化槽設備工事業者と相談してください。

8 浄化槽設置工事開始時の契約について

浄化槽法第7条に基づく設置後の水質検査の結果、改善を要する事項の指摘があった場合は、速やかに改善措置を講じる旨を、浄化槽工事業者と契約書を締結し明確にしておいてください。

なお、その際は別添の工事請負契約書(モデル)を参考にしてください。